

毎週月・水金曜日発行（緊急事項は號外發行）
（休日の場合は繰下）

（定）送料共一ヶ月
（金）七十五円

茨城縣水戸市北ノ丸一九二九番地
發行人 茨城縣

茨城縣水戸市南三ノ丸一〇七ノ二
印刷所 茨城縣印刷所

茨城縣報

号 外

規則

茨城縣規則第十二号

行政書士法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年四月二十四日

茨城縣知事職務代理者

茨城縣副知事 越村 安太郎

行政書士法施行細則

（受験資格の認定）

第一條 行政書士法（昭和二十六年法律

第四号以下「法」という。）第三條第

三号に掲げる者が、行政書士試験を受

けようとするときは、履歴書に同條第

一号及び第二号に掲げる者と同等以上

の知識及び能力を有することを証明す

る書面を添えて知事に提出し同條第三

号に該当する旨の認定を受けなければ

ならない。

（試験期日等の公告）

第二條 知事は、行政書士試験の施行期

日及び場所、受験願書の提出期限及び

場所その他試験の施行に關して必要な

事項をあらかじめ県報及びその他の方

法で公告する。

（受験願書）

第三條 行政書士試験を受けようとする

者は、別記様式第一号の受験願書に、履

歴書、受験資格を有することを証明す

る書面及び写真（出願前一年以内に写

した上半身正面向無帽手札型のもの）

を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の者の納めるべき受験手数料の

額は、三百円とし、同額の茨城縣收入

証紙を受験願書に添付しなければならない。

（試験科目及び方法）

第四條 行政書士試験は、筆記試験の方

法により行う。但し、必要と認めると

きは、口頭試験の方法を併用する。

2 前項の筆記試験は、左の科目につい

て行う。

一 行政書士の業務に關し必要な法令

二 一般常識

三 作文

（試験委員）

第五條 行政書士試験に關する事務を行

わせるために、十人以内の行政書士試

験委員をおく。

2 行政書士試験委員は、学識経験を有

する者及び職員の中から知事が委嘱し

又は命ずる。

（合格の公告及び通知）

第六條 行政書士試験の合格者を決定し

たときは、直ちに、その氏名を県報で

公告し、その旨を本人に通知する。

（合格証の交付）

第七條 前條の合格者に対しては、別記

様式第二号の行政書士試験合格証を交

付する。

2 前項の合格証を亡失又はき損した者

は、その再交付を申請することができ

る。

（受験者の不正行為に対する措置）

第八條 不正の方法により行政書士試験

を受け又は受けようとする者に対して

は、受験を禁止し、又はその合格を取

り消すものとする。

（登録の申請）

第九條 法第六條第一項の規定により、

行政書士の登録を受けようとする者

は、別記様式第三号の登録申請書に履

歴書、戸籍抄本及び行政書士試験合格

証の写又は行政書士となる資格を有す

ることを証明する書面を添えて知事に

提出しなければならない。

2 前項の者の納めるべき登録手数料の

額は、五百円とし、同額の茨城縣收入

証紙を登録申請書に添付しなければならない。

（登録事項）

第十條 行政書士の登録は、行政書士名

簿に、法第六條第一項に定める住所、

氏名、生年月日及び事務所の所在地の

外、左の事項を記載することにより行

う。

一本籍地

二 登録番号及び登録年月日

三 行政書士試験合格番号及び年月日

（法第二條第二項各号の資格を有す

る者については、その資格）

（登録証明書）

第十一條 行政書士の登録を受けた者に

対しては、別記様式第四号の行政書士

登録証明書を交付する。

（登録事項変更の届出）

第十二條 行政書士名簿の登録事項に変

更があつたときは、十日以内に、その

旨を知事に届け出なければならない。

（行政書士名簿の様式及び記載事項）

第十三條 行政書士名簿は、別記様式第

五号により調製し、第十條に定める事

項の外、左の各号に掲げる事項を記載

する。

一 出張所の所在地

二 補助者の住所及び氏名

三 法第十四條第一項の規定による業

務停止の処分をしたときは、その旨

及び処分をした年月日

四 前各号に掲げるものの外必要と認

められる事項

（他の都道府県の行政書士の認可）

第十四條 法第六條第五項の規定による

認可を受けようとする者は、別記様式

第六号の登録認可申請書に、他の都道

府県において行政書士であつたことを

証明する書面を添えて、知事に提出し

なければならない。

（出張所の設置）

茨城縣報

號 外

昭和二十六年四月二十四日

大曜日

（明治三十五年三月十七日）
（第三種郵便物認可）

昭和二十六年四月二十四日

火曜日

(明治三十五年三月十七日)
第三種郵便物認可

第十五條 行政書士は、出張所を設けようとするときは、別記様式第七号の出張所設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

(報酬の額)

第十六條 行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の額は、別表の通りとする。

(業務に関する帳簿)

第十七條 行政書士は、その業務に関する帳簿に、法第十條第一項に定める事件の名称、年月日、受けた報酬の額及び依頼者の住所、氏名の外、受託番号及び作製した書類の枚数を記載しなければならない。

(立入検査の証票)

第十八條 法第十三條第二項の証票は、別記様式第八号による。

(届出事項)

第十九條 行政書士は、左の各号に掲げる場合においては、十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 業務を廢止しようとするとき。

二 法第五條第二号から第四号まで又は第七條第二号に該当するに至つたとき。

2 行政書士が死亡又は失そのの宣告を受けたときは、その者が行政書士会の会員であつたときは、その行政書士会から、その者が行政書士会の会員でなかつたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七條又は

第九十四條の規定による死亡又は失そのの届出義務者から、遲滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(書類の經由等)

第二十條 この規則の定めるところによつて知事に書類を提出し、又は届出をするときは、住所所在地の地方事務所長(水戸市、土浦市、日立市又は古河市に住所を有するときは、それぞれ、東茨城地方事務所長、新治地方事務所長、多賀地方事務所長又は猿島地方事務所長)を経由しなければならない。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する

2 第九條から第十三條まで及び第十五條から第十九條までの規定は、法附則第四項により行政書士の業務を行うことができる者に準用する。但し、第九條中「行政書士試験合格証又は行政書士となる資格を有することを証明する書面」とあるのは「法附則第四項に該当する者であることを証明する書面」と、第十條中「行政書士試験合格番号及び年月日(法第二條第二項各号の資格を有する者については、その資格)」とあるのは「法附則第四項に該当する者である旨」と読み替えるものとする。

(別記)
様式第一号

行政書士試験受験願書

本籍
現住所

収入証紙
三〇〇円
消印しない
で下さい。

私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えてお願いいたします。

年 月 日

茨城県知事 氏 名 殿

氏ふり が 名な
生 年 月 日
氏 名 印

様式第二号

年 第 号

茨城県行政書士試験合格証

住所

氏 生 年 月 日 名

昭和二十六年法律第四号行政書士法による行政書士試験に合格したことを証明する。

年 月 日

茨城県知事 氏 名 知事印

様式第三号

行政書士登録申請書

氏 名

生 年 月 日

本籍地

出張所の所在地	
補助者	
資格	
行政書士であつた期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	行政書士法第六條第五項の規定による認可を受けないので別紙証書を添えて お願いいたします。 年 月 日 茨城県知事 氏 名 殿 氏 名 印

様式第七号

出張所設置認可申請書	氏 名	生 年 月 日
行政書士登録番号	住所	
出張所の所在地		

行政書士法第八條第二項の規定により出張所設置の認可を受けたいので申請
します。
年 月 日
茨城県知事 氏 名 殿 氏 名 印

様式第八号

第 号	立入検査票	職 氏 名
右は行政書士法第十三條の規定により立入検査を行う者であることを証明 する。 年 月 日 茨城県知事 氏 名 知事印		

裏

行政書士法第十三條(抜萃)
第十三條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出ま
での時間を除き、当該吏員に行政書士の事務所又は出張所に立ち入り、
その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。
2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明
する証票を携帯させなければならない。
3 当該吏員は、第一項の立入検査をする場合においては、その身分を証
明する証票を関係者に呈示しなければならない。

附 表(帳簿)

番 号	託 受 年 月 日 託 件 名	書 類 枚 数	報 酬 額	嘱 託 人 名	備 考
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					
第 号					
小 計					

別表

行政書士書記料金表

(一) 考案を要する書類	規格全紙(二十四行) 同半紙(同)	三〇円 二〇円
(二) 考案を要しない書類	規格全紙(二十四行) 同半紙(同)	二五円 一五円
(三) 面	簡易なもの(製図法によらないもの) 精密を要するもの(製図法によるもの) (設計図、測量図を除く)	二〇円 四〇円

一、この表中考案を要する書類とは次のものをいふ。
各種申請書、各種理由書、請願書、陳情書、歎願書、始末書、告訴状、告発書、権利義務に関する書類、諸契約書類、事実証明に関する書類、戸籍に関する届出中により効力を発生するべき書類並びに各種文案起稿作成

二、この表中考案を要しない書類とは次のものをいふ。
戸籍に関する届出中発生事実の届出をなす書類、寄留、学事、保健、衛生、物資配給及税務に関する届、各種請求書類、並びに各種目録類

三、この表の(一)、(二)の料金は書類の様式その他書類作成上止むを得ない理由のため字数又は行数の満たない場合といえどもこれを一枚として計算するものとする。

四、本表料金は用紙を含むものとする。

五、出張旅費は次の区分によるものとする。

日 当	一〇〇円
半 日 当	五〇円
汽車賃(三等) 車馬賃	実 費
宿泊料	実 費

◎茨城縣報の有償配付について

茨城縣報は購讀御希望の向に對し有償配付いたしております。県條例、規則、訓令、告示及び県公安委員会、選挙管理委員会、教育委員会、農地委員会、労働委員会等の規則、告示など周知に御便宜のことと存じます。御希望でしたら至急お申込によつて発行の都度お送りすると共に県から納入告知書を差上げますからそれによつて購讀料のお払込みを願います。

なお印刷部数に制限がありますが幾分残本がございますからさかのぼつてのお申込みにも応じます。

(総務課文書係)